

1 7 健康増進対策

〔現況及び施策の方向〕

近年、高齢化や生活習慣の変化により、広島県においても、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加している。

このような状況に対応し、健康寿命の延伸を図るため、県民一人ひとりの主体的な健康づくりを基本とし、望ましい生活習慣の定着に向けた意識啓発や、情報提供・人材育成・市町や関係団体との連携により、県民が健康づくりに取り組みやすい環境整備を行う。

〔事業の内容〕

1 健康ひろしま 21 推進事業（予算額 1,419 千円）

健康ひろしま 21（第2次）に基づく施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、健康ひろしま 21 推進協議会を開催する。

2 健康づくりの体制整備

(1) 市町健康づくり推進協議会の組織育成

市町の実情に応じた健康づくり対策を推進するため、行政機関、保健医療団体、福祉関係団体及び住民組織等からなる健康づくり推進協議会の組織育成を促進する。（昭和 53 年度創設、市町地域保健対策協議会を活用）

第 1 表 市町健康づくり推進協議会（平成 26 年 4 月 1 日現在）

保健所（支所）名	管轄市町数	設置市町数	保健所（支所）名	管轄市町数	設置市町数
西 部	2	0	東 部	3	0
西 部（広島）	7	4	東 部（福山）	2	0
西 部（呉）	1	0	北 部	2	0
西 部 東	3	1	計	20	5

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

(2) 「市町保健センター」

市町における保健活動の拠点として、保健センターが設置されている。（昭和 53 年度創設）

第 2 表 「市町保健センター」設置状況（平成 26 年 3 月末現在）

保健所（支所）名	設置市町名	設置数	保健所（支所）名	設置市町名	設置数
西 部	廿 日 市 市	3	東 部	三 原 市 市	1
	海 田 町 町	1		尾 道 市 市	2
	坂 町 町	1		世 羅 町 町	2
	西 部（広島）	安 芸 高 田 市 市	4	東 部（福山）	府 中 市 市
北 広 島 町 町		1	神 石 高 原 町 町		1
西 部（呉）	江 田 島 市 市	3	北 部	三 次 市 市	3
西 部 東	東 広 島 市 市	4		庄 原 市 市	3
	竹 原 市 市	1		計	16 市町
	大 崎 上 島 町 町	2			

（注）1 国庫補助金を受けて整備を行った施設のみ記載

2 広島市、呉市、福山市を除く。

(3) 市町健康増進計画推進支援

市町の策定する健康増進計画について、所管の県保健所を通じ、その推進を支援する。

第3表 市町健康増進計画策定状況（平成26年4月1日現在）

保健所（支所）名	策定済
西部	廿日市市、大竹市
西部（広島）	安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町
西部（呉）	江田島市
西部	竹原市、東広島市、大崎上島町
東部	三原市、尾道市、世羅町
東部（福山）	府中市、神石高原町
北部	三次市、庄原市
県保健所所管外	広島市、呉市、福山市
計	23

3 普及啓発

(1) 健康増進普及啓発の推進（予算額 1,200千円）

関係者の取組を県民一人ひとりの主体的な健康づくりに結びつけるため、全県的な機運醸成と環境整備を図る。（健康づくりの県民運動化）

ア ひろしま健康づくり県民運動推進会議

健康ひろしま21（第2次）に基づき、「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」と連携しながら、県民の主体的な健康づくりの取組を支援する。

イ 全県的な健康づくり

県民向けの健康対策に関するポータルサイト「ひろしま健康ネット」や平成25年9月に開設した「ひろしま健康づくり県民運動推進会議ホームページ」を通じた情報提供や、健康づくりシンポジウムの開催等により、県民の健康づくりに役立つ普及啓発に取り組む団体への支援等を行う。

(2) 健康生活応援店制度の推進

望ましい生活習慣を広く県民に啓発するため、施設内禁煙や分煙の実施、栄養成分の表示、ヘルシーメニューの提供や運動等の実践支援により県民の健康づくりを支援する店舗を「健康生活応援店」として認証し、ひろしま健康ネットで紹介している。

平成26年3月末現在の認証店舗数は、重複を含んだ総数で2,355店舗、重複数を除くと1,930店舗となっている（平成14年度創設）。また、平成21年度から認証区分の追加変更を行っている。

第4表 健康生活応援店認証状況

（単位 店舗数）

区分	たばこ				栄養成分表示				ヘルシーメニュー			
	禁煙	分煙	禁煙支援	小計	栄養成分表示	エネルギー表示	塩分表示	小計	野菜たっぷり	塩分控えめ	オーダーメニュー	小計
平成25年度	63	2	15	80	△1	0	0	△1	7	0	6	13
平成24年度	67	3		70	1	1		2	10	1	1	12
平成23年度	100	1	310	411	192	184	0	376	6	1	1	8
平成25年度末状況	400	13	820	1,233	212	253	0	465	92	4	11	107
区分	食事バランス			運動実践				その他		計		
	朝食摂取	食事バランスガイド	小計	正しい歩き方指導	ウォーキング・サイクリング・応援	サークル支援	小計	健康づくり応援				
平成25年度	0	0	0	1	2	2	5	12	109			
平成24年度	1		1		1	1	2	128	215			
平成23年度	0	3	3	4	45	2	51	220	1,069			
平成25年度末状況	2	3	5	16	98	5	119	426	2,355			

(3) たばこ対策の推進（予算額 2,450 千円）

平成 17 年 2 月 27 日に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」や、平成 22 年 2 月の厚生労働省通知「受動喫煙防止対策について」の内容等を踏まえ、関係機関と連携を図り、喫煙や受動喫煙による健康への悪影響、禁煙支援に関する情報、未成年者の喫煙防止や妊産婦への影響に関し、普及・啓発を行うとともに、受動喫煙の防止を図るため、公共の場は原則として全面禁煙となるよう公共施設等に対し取組を呼びかける。

平成 26 年度は働き世代の禁煙対策の一層の推進を図るため、喫煙者へ禁煙指導を行う企業に対する支援を実施する。

4 人材の育成・確保

運動普及推進員の育成

地域住民に対して、運動の効用を啓発し、日常生活の中に健康づくりのための運動の普及・定着化を目指した活動を展開する運動普及推進員の育成を促進する。（平成元年度創設）

第 5 表 運動普及推進員研修会実施状況

（単位 市町，回，人）

区 分	研 修 会			
	市町数	推進員数	回数	延人員
平成 25 年度	6	983	79	3,097
平成 24 年度	4	345	30	651
平成 23 年度	6	1035	107	3377

5 健康増進事業等

(1) 健康増進事業（予算額 40,193 千円）

昭和 57 年度から平成 19 年度まで、老人保健法に基づく保健事業として、市町が実施主体となり、①健康手帳の交付②健康教育③健康相談④健康診査⑤機能訓練⑥訪問指導の 6 事業を実施してきた。

平成 20 年度から、これらの事業のうち、基本健康診査が、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、医療保険者の責任により実施される特定健康診査・特定保健指導に移行し、その他の保健事業は、健康増進法に基づく健康増進事業として引き続き市町が実施しており、この事業に要する費用の一部を負担する。（広島市を除く。）（平成 20 年度創設）

〔負担割合 国 1/3，県 1/3，市町 1/3
肝炎ウイルス検診個別勧奨メニューの自己負担相当額分；国 10/10〕

事業名	内 容
健康手帳の交付	40歳以上の者であって、特定健診等の健診を受けた者、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導及び健康増進法に基づく検診等を受けた者に交付する。
健 康 教 育	(集団) 40歳以上65歳未満の者及びその家族(集団)に対して、健康増進等に関する教育を実施する。 (個別) 40歳以上65歳未満の特定保健指導等の対象以外の者に対して、健康増進等に関する教育を実施する。
健 康 相 談	40歳以上65歳未満の者に対し、医師、保健師等が健康に関する指導、助言を行い、必要に応じて血圧測定、検尿を実施する。 (重点相談、総合相談)

事業名	内 容
健康診査	(基本健康診査)40歳以上で生活保護受給者等、特定健診の対象外の者を対象として健康診査を実施する。 (歯周疾患検診)40, 50, 60, 70歳の者に実施する。 (骨粗鬆症検診)40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の女性に実施する。 (肝炎ウイルス検診)40歳の者及び41歳以上の者であって過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ本検診の受診を希望する者に実施する。 * 平成23年度～肝炎ウイルス検診の個別勧奨メニュー(40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者を対象に個別勧奨を行い、対象者は自己負担を伴わない受検が可能。)を追加 【負担割合:受診者負担相当額:国10/10, 検診費及び個別勧奨経費:国1/3, 県1/3, 市町1/3】
機能訓練	40歳以上65歳未満を対象として、心身機能の維持回復に必要な機能訓練を実施する。
訪問指導	40歳以上65歳未満の者であって、特定保健指導の対象以外の者に対し、保健師等が家庭における療養方法、看護方法、機能訓練方法等の指導を訪問により実施する。
総合的な保健推進事業	健康増進法第19条の2に基づき市町が実施する各検診等の一体的実施及び追加の健診項目に係る企画・検討を実施する。【平成25年度～】

第6表 医療等以外の保健事業の実施状況

(平成25年3月末現在)

事業名	平成24年度(実績)	平成23年度(実績)	平成22年度(実績)
健康手帳の交付	7,895人	8,437人	13,697人
健康教育	集団 19市町 延2,350回	19市町 延2,290回	19市町 延2,455回
	個別 3市町 延34回	2市町 延21回	2市町 延11回
健康相談	総合 17市町 延1,408回	18市町 延1,380回	18市町 延1,434回
	重点 16市町 延1,060回	16市町 延988回	16市町 延1,108回
健康診査	基本健康診査 201人	175人	144人
機能訓練	3市町 4施設	4市町 6施設	4市町 6施設
訪問指導	15市町 4,356人	17市町 4,226人	18市町 3,762人

(注) 広島市を除く。

※健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の4事業については、65歳以上は、平成18年度から地域支援事業(介護予防事業)に移行し、保健事業の対象外となっている。

(2) 特定健康診査・特定保健指導の推進(予算額 247,079千円)

県民の健康の保持増進を図るため、特定健康診査・特定保健指導を推進する。

市町国保が実施するメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)等の概念を導入した特定健康診査・特定保健指導に要する経費の一部を負担する。(平成20年度創設)

事業名	事業内容
特定健康診査	○40歳～74歳の対象者に対し健康診査を実施する。 【基本的な検査】 ・身体計測(身長、体重、腹囲等) ・血圧・血液検査(血糖、脂質等) ・尿検査(糖、蛋白)・診察 【詳細な検査:医師の判断で実施】 ・眼底検査、貧血、心電図
特定保健指導	○特定健康診査の受診者のうち、腹囲、血圧、血糖、血中脂質検査等の結果により指導対象者を選定。 ○「動機付け支援」と「積極的支援」に対象者を分けて各指導を行う。 ・動機付け支援:原則1回の指導後6ヵ月以上経過した後に生活習慣の改善状況を評価 ・積極的支援:3ヵ月以上の継続した指導後6ヵ月以上経過した後に評価

(3) 地域リハビリテーションの推進（予算額 5,000 千円）

地域リハビリテーション広域支援センター等の指定を通じ、地域における専門的な支援体制を確保するとともに、市町の介護予防の取組を支援する。

第7表 地域リハビリテーション広域支援センター等活動実績

(延件数)

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
従事者研修会開催回数	94	16	7
実地指導回数	327	236	167
相談回数	2,584	3446	795
連絡協議会・運営回数	1	2	4

6 国民健康・栄養調査（予算額 1,861 千円）

国が指定する調査地区において、住民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を調査する。

7 栄養改善対策

“食”をめぐる環境が多様化する中で、エネルギーの過剰摂取や栄養バランスの偏りなどにより、肥満、糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病が増加している。

このため、給食施設に対する栄養管理の指導や市町の栄養改善事業への支援等を通じて、県民の栄養・食生活の改善や食育の推進を図る。

(1) 市町栄養士等の育成（予算額 216 千円）

地域における栄養指導業務を効果的に展開するために、市町栄養士等の資質向上のための支援を行う。(昭和53年度創設)

第8表 市町栄養士・非常勤栄養士への指導・支援状況

(単位 回, 人)

区 分	保健所(支所)単位研修会等 (保健所栄養士実施)	
	回 数	延 人 員
平成25年度	223	310
平成24年度	216	325
平成23年度	238	342

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

第9表 栄養及び食生活改善指導状況

上段：県保健所活動分 下段：市町活動分

(単位 人)

区 分	個 別 指 導											
	指 導 対 象					指 導 内 容						
	妊産婦	乳幼児	20歳未満	20歳以上	計	栄 養 指 導	病態別再掲	訪 問 再 掲	運 動 指 導	病態別再掲	休 養 指 導	禁 煙 指 導
平成25年度	0	4	0	101	105	25	9	0	0	0	0	80
	753	17,770	168	9,000	27,691	27,253	3,532	356	18	18	13	1
平成24年度	0	8	1	71	80	36	11	0	0	0	0	44
	650	17,553	374	6,355	24,932	24,904	2,797	204	46	30	14	1
平成23年度	0	8	0	669	677	112	24	0	0	0	0	565
	677	17,925	330	8,357	27,289	27,238	2,338	267	51	1	0	0

上段：県保健所活動分 下段：市町活動分 (単位 回, 人)

区 分	集 団 指 導									
	指 導 対 象									
	妊産婦		乳幼児		20歳未満		20歳以上		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成25年度	0	0	0	0	0	0	29	490	29	490
	75	575	911	16,049	98	2,469	1,919	29,394	3,003	48,487
平成24年度	0	0	0	0	0	0	18	393	18	393
	88	802	827	13,612	99	2,477	1,993	32,314	3,007	49,205
平成23年度	0	0	0	0	0	0	56	1,004	56	1,004
	105	984	839	14,342	110	2,457	1,972	32,574	3,026	50,357

(単位 回, 人)

区 分	集 団 指 導											
	指 導 内 容											
	栄養指導		病態別再掲		運動指導		病態別再掲		休 養 指 導		禁 煙 指 導	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成25年度	27	446	2	43	0	0	0	0	0	0	2	44
	2,965	47,898	298	4,933	37	579	4	23	1	10	0	0
平成24年度	17	367	0	0	0	0	0	0	0	0	1	26
	2,940	47,769	397	5,850	65	1,418	0	0	2	18	0	0
平成23年度	55	958	12	50	1	46	0	0	0	0	0	0
	2,998	49,761	487	7,665	28	596	2	6	0	0	0	0

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

(2) 食生活改善推進員の育成

市町との密接な連携を図り, 望ましい食生活の実践活動を地域において展開する食生活改善推進員の育成を促進するとともに, 市町の推進員組織を構成メンバーとする広島県食生活改善推進員団体連絡協議会が, 自主的に組織活動を展開するための研修活動を支援する。

食生活改善推進員は, 平成26年5月現在, 15市町(1,855人)で組織化されており, 地区組織活動の推進が図られている。(昭和51年度創設)

第10表 食生活改善推進員養成講座開設状況及び研修会等実施状況

(単位 市町, 回, 人)

区 分	県単位研修会		保健所(支所)単位 個別・集団指導		市		町		食生活改善推進員 による地区講習会	
	回数	延人員	回数	延人員	養成講座		研修会		回数	延人員
					開設数	修了者数	回数	延人員		
平成25年度	1	150	6	128	10	165	400	8,117	28,061	182,821
平成24年度	1	98	6	166	7	130	359	7,832	31,235	210,407
平成23年度	1	93	3	79	7	124	378	8,003	29,267	168,569

(3) 公衆栄養学臨地実習(予算額 72千円)

実践活動の場での課題発見, 解決を通して, 栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントの実施に必要な専門的知識及び技術の統合を図るため, 集合研修を取り入れた2段階の実習を行う。

(平成14年度創設)

(4) 栄養士・調理師免許交付業務及び調理師試験の実施(予算額 4,341千円)

栄養士・調理師の免許事務, 調理師試験の実施及び栄養士・調理師養成施設の指導を行う。

第11表 免許交付状況

(単位 件)

年 度	栄養士	調理師	管理栄養士
平成25年度	546	597	275
平成24年度	529	675	325
平成23年度	546	667	274

第12表 調理師試験実施状況

(単位 人)

年 度	受験者	合格者	合格率(%)
平成25年度	618	324	52.4
平成24年度	608	358	58.9
平成23年度	581	370	63.7

8 栄養改善指導・普及

(1) 給食施設指導 (予算額 191千円)

給食施設における栄養管理の充実及び食育の推進を図るため、個別巡回指導及び研修会等の集団指導を実施するとともに、管理栄養士等の配置促進についても指導する。(昭和27年度創設)

第13表 給食施設の栄養指導状況

(単位 施設, 回)

区 分	個 別 指 導						集 団 指 導	
	特定給食施設		その他の給食施設		計		回 数	延施設数
	栄養士のいる施設	栄養士のない施設	栄養士のいる施設	栄養士のない施設	栄養士のいる施設	栄養士のない施設		
平成25年度	206	19	94	52	300	71	16	588
平成24年度	229	16	85	53	314	69	18	858
平成23年度	288	32	80	66	368	98	29	1,095

(注) 広島市, 呉市, 福山市を除く。

(2) 専門的栄養指導

アレルギー疾患, 難病, 小児療育等の対象者に対する保健指導と連携を図り, 専門的栄養指導を実施する。(昭和22年度創設)

(3) 栄養表示・誇大表示禁止の普及啓発 (予算額 3千円)

栄養表示基準等の望ましい運用を図るため, 消費者及び食品関係業者に対して普及啓発を図る。(平成8年度創設)

(4) 栄養表示・誇大表示禁止にかかる指導 (予算額 10千円)

食品表示を規制する食品衛生法, JAS法, 景品表示法及び健康増進法を所管する関係機関が連携し, 食品関係事業者に対する一斉点検を実施し, 食品表示の適正化を推進する。(平成15年度創設)